

議案第108号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について
甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月4日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

甲府市建築基準法施行条例（昭和54年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する建築物」を「及び準耐火建築物」に、「階数」を「地階を除く階数」に、「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2に規定する技術的基準」を「法第61条の規定（準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が3で延べ面積が1,500平方メートル以下のものに適用されるものに限る。）」に改める。

第8条第8号中「令」を「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）」に改める。

第13条及び第20条中「、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する建築物」を「及び準耐火建築物」に改める。

第23条、第25条第2号及び第27条第1項中「第129条の2の3第1項第1号ロ」を「第112条第2項」に改める。

第30条の3第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定避難時間倒壊等防止建築物」を削る。

第30条の4第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。